# 3-5 交通事故への対応

**毎年、多くの児童生徒等が通学中に交通事故に遭遇し、死傷しています。交通事故の発生状況には特徴（いつ、どこで、どのように事故が発生するのか）があるため、適切な管理と教育によって、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になる可能性を最小化することができます。**

## 1 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要となります。

### 【1】初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握します（児童生徒等の状態、事故の状況など）。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行います。

- 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- 保護者への連絡
- 当事者となった児童生徒等の気持ちを落ち着かせる
- 周囲にほかの児童生徒等がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する
- 教育委員会等への連絡

### 【2】二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童生徒等への指導などを検討します。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じます。

### 【3】事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告します。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てます（P.53参照）。

### 【4】当事者となった児童生徒等への対応

事故当事者になった児童生徒等自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）があります。発達段階、児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合がありますので、事故後に児童生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行います。

### 【5】心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となります。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の児童生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなりますので、適切なケアが求められます。
（P.52参照）

- きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- 児童生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

## 2 被害者・加害者にならないための事前の対策

交通事故の可能性をできる限り小さくしていくことが、事前の危機管理の第一目標となります。児童生徒等が、交通事故の被害者にも加害者にもならないように、日頃から理解を深める場を設けることが重要です。

### 【1】児童生徒等の事故の実態把握

ヒヤリハット経験も含め、児童生徒等の交通事故の実態を把握する(いつ、どこで、どのような事態が発生したのか)ことが出発点となります。特に、自転車通学を許可している学校では、自損事故やささいな接触事故を含め、頻繁に事故が発生している場合があります。また、不安全行動(横断時に確認しない、一時停止しないなど)がないかなど、児童生徒等の登下校時の行動を観察し、管理及び教育上の課題を見出すことが重要となります。

なお、発生件数が多い傾向にあるのものとして、「7歳前後の飛び出し事故」、「どの校種も1年生の事故」、「中学生・高校生の自転車事故」等が挙げられます。

### 【2】通学路の点検

効果的な指導につなげるため、定期的に通学路を点検し、交通事故に結びつく環境条件を特定し、除去していく取組が重要です。通学環境をより安全なものにするために、危険箇所の抽出、分析、管理という一連の活動を実施します。

なお、点検については、P.10 を参照してください。

### 【3】児童生徒等への指導

児童生徒等が、その発達の段階に応じて、日頃から以下の点について、理解をしておくよう指導する必要があります。

**理解が必要なポイント**

**【警察への通報】** 事故時の対応を理解。
(すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど)

**【加害者の責任】** 加害者になった場合の責任についての理解。

① 刑事上の責任(相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる)
② 民事上の責任(被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う)
③ 行政上の責任(運転免許の停止処分等を受ける)
④ 道義的責任(被害者を見舞い謝罪する)

※児童生徒等が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあります。
※自転車に係る各種保険について周知を行うことも大切です。

### 【4】効果的な交通安全教育

危険予測、危険回避などの学習を通して、実際に安全な行動ができるようにすることが大切です。交通ルールに従った行動が実行できること、「止まる・見る・確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが、教育の大きな目標となります。

また、主体的・対話的で深い学びのスタイルが、交通安全教育にも効果的だと指摘されています。交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリングなど、最新の教育方法や教材を活用し、効果的な教育を実践してください。
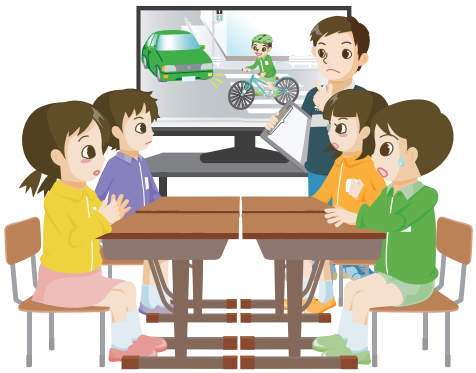
- モデリング
  (模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること。)
- ミラーリング
  (他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること。)